

建設業者の皆さんへ

－入札・契約制度の改正について－

入札・契約制度について、透明性、競争性の向上及び不正行為等の排除の徹底を図ることを目的として、平成19年4月より次のとおり改正いたします。

1. 条件付き一般競争入札の適用範囲の拡大について

建設工事入札における、条件付き一般競争入札の適用範囲を3000万円以上の建設工事にまで拡大します。

改正後	現 行	
	工 事 の 種 類	対象金額
3000万円以上の建設工事	技術的難度の高い特定建設工事 (大規模土木構造物工事)	4000万円以上
	技術的難度の高い特定建設工事 (大規模建築物工事)	4000万円以上
	技術的難度の高い大規模設備等 の建設工事	4000万円以上
	その他、工事の規模、性格等に照らし一般競争入札による 施行が必要と認められる工事	

なお、適用拡大に当たっては、町内業者への適正な受注環境の確保並びに健全な育成を考慮すると共に、公正な競争性を確保するため、下記の地域要件を設定します。

1. 地域の範囲は、地元の業者数を考慮し「町内及び宇都宮市」を原則とします。
2. 応札可能者は、公正な競争が確保できるよう20者以上を原則とします。

2. 格付基準点数の改正について

登録業者の等級別格付の基準となります格付基準点数を、登録業者の数、施工能力、発注金額等のバランスを考慮しまして、下表のとおり改正します。

等級 工事種別	改正後			現 行		
	A	B	C	A	B	C
土木一式工事	850以上	650以上～ 850未満	650未満	800以上	650以上～ 800未満	650未満
建築一式工事	800以上	650以上～ 800未満	650未満	710以上	710未満	
水道施設工事	750以上	650以上～ 750未満	650未満	710以上	710未満	
電気工事	750以上	750未満		900以上	900未満	

舗装工事	750以上	650以上～ 750未満	650未満	700以上	700未満	
その他の工事	750以上	750未満		700以上	700未満	

3. 格付基準における主観的要素（主観点数）の改正について

登録業者の格付は、客観的要素の数値（経営事項審査結果通知書・総合評定点(P)）に主観的要素の数値（主観点数）を加えた総合数値を基準として行っております。

今回、業者の施工能力や技術力及び社会貢献度等をより適正に評価し、業者の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高めることを目的としまして、主観的要素（主観点数）の算定方式を下表のとおり改正します。

要素	改正後	現行
(1) 町発注工事の成績	町発注工事の成績については、工事成績評定点から70点を減点して得た点数の倍数。	町発注工事の成績については、工事成績評定点から70点を減点して得た点数。
(2) 工事の安全成績	現行どおり	工事の安全成績については、労働災害事故を起こした場合にマイナス10～20点に件数を乗じて得た点数を付与する。
(3) 町発注工事の工期遵守状況	現行どおり	町発注工事の工期の遵守状況については、正当な理由がなく遅延した場合にマイナス10～20点に件数を乗じて得た点数を付与する。
(4) ISO認証の取得状況	町内業者（町内に本店を有する業者）で、国際標準化機構が定めた規格ISO9001又は14001のいずれかの認証を取得している場合は20点を付与する。	町内業者（町内に本店を有する業者）で、国際標準化機構が定めた規格ISO9001又は9002のいずれかの認証を取得している場合は10点を付与する。
(5) 地域活動等への貢献	町内業者（町内に本店を有する業者）で、地域活動等への貢献をしているものには10点を付与する。 （緊急時の応急対策・道路里親・愛リバーとちぎ・愛ロードとちぎ事業等）	

(算定例)

工種：土木工事

年度	工事名	工事成績評定点	(1)工 事 成 績	(2)工事安全成績	(3)工期遵守状況	(4)ISO認証取得	(5)地域活動等への貢献
H17	道路改良工事	72点	2点	—	—	ISO9001 及び 14001を 取得	「愛リバーとちぎ」事業への参加
	公共下水道工事	68点	—2点	—	—10点		

H18	側溝新設工事	75点	5点	—	—	20点	10点
	管路施設工事	80点	10点	—	—		
計		15点	0点	—10点	—	20点	10点

(注)・工事成績の算定対象工事は、過去2カ年の受注工事とします。

- ・ISO認証は、9001及び14001の両方を取得している場合であっても、20点とします。
- ・地域活動等への貢献は、複数の事業活動を行っている場合であっても、10点とします。
- ・主観的評点(主観点数)は、各工種毎に算定します。

主観的評点(主観点数) = (15点 × 2倍) + 0点 + -10点 + 20点 + 10点 = 50点

◎平成19・20年度の登録業者の格付は4月中旬頃に決定する予定です。

入札参加資格者名簿(格付名簿)は、[町ホームページ\(入札情報\)](#)内に掲載いたします。

4. 各等級別の発注基準額及び指名業者数の改正について

登録業者の格付基準点数の改正に伴いまして、各等級別の発注基準額及び指名業者数を下記のとおり改正します。

発注基準額

工種	格付	改正後	現行
土木工事	A	現行どおり	2,000万円以上
	B		500万円以上 2,000万円未満
	C		500万円未満
建築工事	A	1,000万円以上	2,000万円以上
	B	500万円以上 1,000万円未満	2,000万円未満
	C	500万円未満	—
水道施設工事	A	1,500万円以上	1,500万円以上
	B	500万円以上 1,500万円未満	1,500万円未満
	C	500万円未満	—
電気工事	A	現行どおり	1,000万円以上
	B		1,000万円未満
舗装工事	A	1,000万円以上	500万円以上
	B	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
	C	500万円未満	—
その他の工事	A	500万円以上	300万円以上
	B	500万円未満	300万円未満

指名業者数

級別 工種	A		B		C
土木 工事	2,000万 ～3,000万円 10		1,200万 ～2,000万円 8	500万 ～1,200万円 6	500万円 未満 5
建築 工事	2,000万 ～3,000万円 10	1,000万 ～2,000万円 8	500万 ～1,000万円 6		500万円 未満 5
水道 施設 工事	2,000万 ～3,000万円 10	1,500万 ～2,000万円 8	1,000万 ～1,500万円 8	500万 ～1,000万円 6	500万円 未満 5
電気 工事	2,000万 ～3,000万円 10	1,000万 ～2,000万円 8	500万 ～1,000万円 6	500 万円未満 5	
舗装 工事	2,000万 ～3,000万円 10	1,000万 ～2,000万円 8	500万 ～1,000万円 6		500万円 未満 5
その他 の工事	2,000万 ～3,000万円 10	1,000万 ～2,000万円 8	500万 ～1,000万円 6	500万円 未満 5	

5. 指名停止措置の強化について

入札談合等を防止するため、指名停止措置を次のとおり強化します。

措置要件		改正後	現 行
7 独占禁止法違反行為	(1) 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次に掲げる場合を除く。）。	3ヵ月以上 12ヵ月以内	2ヵ月以上 9ヵ月以内
	(2) 町発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	4ヵ月以上 24ヵ月以内	3ヵ月以上 12ヵ月以内
8 競売入札妨害又は談合	(2) 町発注工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4ヵ月以上 24ヵ月以内	4ヵ月以上 12ヵ月以内
	(3) 一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次に掲げる場合を除く。）。	3ヵ月以上 12ヵ月以内	2ヵ月以上 12ヵ月以内
	(4) 町発注工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4ヵ月以上 24ヵ月以内	3ヵ月以上 12ヵ月以内

6. 契約書の損害賠償額の増額について

談合等不正行為の事実確定に伴う損害賠償額を次のとおり増額します。

改正後	現行
契約金額の10分の2	契約金額の10分の1

請負契約書(条項)の改正箇所

(賠償の予定)

第52条 乙は、第48条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、**契約金額の10分の2**に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第48条の2第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合

(2) 第48条の2第1項第4号のうち、乙に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

◎ 4月1日以降に契約締結するものから契約書が変わりますのでご注意ください。
新しい契約書の書式は、[こちらからダウンロード](#)できます。

7. 指名競争入札における指名業者名の事後公表(試行)の適用拡大について

建設工事以外の全ての指名競争入札案件について、指名業者名の公表を入札終了後の事後公表することとします。

改正後	現行
全ての指名競争入札案件 (建設工事)・(業務委託)・(物品購入) (リース契約)	全ての建設工事

8. 予定価格事前公表(試行)の適用拡大について

予定価格が130万円を超える建設工事及び予定価格が50万円を超える業務委託に係る競争入札案件において予定価格を事前公表することとします。

改正(案)	現行
予定価格が130万円を超える建設請負工事及び予定価格が50万円を超える業務委託 ただし、随意契約は除く。 (物品購入・リース契約は含まない)	予定価格が130万円を超える条件付き一般競争入札及び指名競争入札に係る建設請負工事

◎ 業務委託についても、入札時に内訳書の提出が必要となります。

内訳書の書式は、[こちらからダウンロード](#)できます。

9. ダumping受注工事対策について

公共工事の品質確保をするとともに、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止するため、低入札調査基準価格を下回って受注した工事について、下記のとおりダumping受注工事対策を行います。

(1) 契約保証金額は契約金額の10分の3以上とする。(通常10分の1以上)

(2) かし担保責任の存続期間は次のとおりとする。

① 木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合は1年6ヶ月以内 (通常1年)

② コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合は3年以内 (通常2年)

◎ 低入札調査基準価格を下回って受注した工事の契約書を作成する場合には、下記の条項をそれぞれ訂正して作成してください。

請負契約書(条項)の訂正方法

各ページの上部に訂正印を押印してください。

訂正印、
5字削除、5字加入

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。) 10分の3

は、請負代金額の ~~10分の1~~ 以上としなければならない。

訂正印、
4字削除、7字加入

(かし担保)

第45条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第32条第5項又は第6項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から木造の建物等の建築工事

1年6ヶ月

及び設備工事等の場合には ~~1年~~ 以内に、コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事

3年

の場合は ~~2年~~ 以内に、行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、請求を行うことのできる期間は10年とする。